

包括外部監査 措置状況報告書

特定の事件名(監査テーマ)	高齢者福祉事業及び介護保険事業に関する事務の執行について
監査実施年度	2023(令和5)年度
提出日(最新提出日)	2025年1月27日
監査委員公表日	2025年2月4日

措置状況欄の記載方法

○、△、×のいずれかを記入

○：措置済 措置を講じた(実施を含む)もの

△：検討中 対応を検討中のもの

×：措置不要 措置を講じないことを決定したもの

措置状況(既に措置済のものを含む)

措置済	検討中	措置不要	合計
49	8	2	59

番号	報告書 ページ	指摘:■ 意見:▲	監査対象事項等	指摘及び意見の概要	措置 状況	措置等の内容	所管部	所管課
2	37	▲	福祉施設の統廃合【意見2】	市内21カ所の高齢者等福祉施設(いきいきセンター、いこいの広場、つどいの里)について、利用状況に偏りがある。各施設老朽化が進んでおり、今後大規模修繕も含めた維持管理費用の増加が見込まれる。利用状況の推移等も含め、長期的な視点で隣接する施設等との再編成を検討することが望まれる。	△	当該施設および近隣施設の建て替え時に統廃合を検討する。	福祉部	高年福祉課
4	46	▲	《配食サービス事業委託料》 検便の実施の有無の確認【意見4】	委託契約書では委託先に月に1回以上の検便の実施を求めているが、市はその確認は行っていない。実施結果を提出させるなど、確認の対応を検討されたい。	△	契約時に検査結果等の提出を求める事項を契約書(仕様書)に追記し、検査実施後に提出させることを検討する。	福祉部	高年福祉課
5	46	▲	《配食サービス事業委託料》 利用者による配食サービスの実績確認の頻度【意見5】	委託業者の使用している実績確認用の様式が月末に1カ月分まとめて利用者からサインをもらうものとなっている。利用者は高齢者であり、月1回の確認では正確な利用実績が反映されない可能性があるため、日次での確認を実施することが望まれる。	△	利用者によっては弁当の受け渡し方法が異なる場合があり、日次でサインをもらえない可能性がある。また、利用者及び業者にとって負担となるため、他の方法を検討する。	福祉部	高年福祉課
8	50	▲	《緊急通報業務等委託料》 無線型の導入の検討【意見7】	緊急通報システムの利用には電話回線が必要で、電話回線がない場合は回線工事を行っている。少しでも利用しやすくなるように、「無線型」の導入について将来的に検討することが望まれる。	△	無線型は固定型より費用が高くなったり、取り扱っている業者も限定される可能性がある。次回契約時に無線型緊急通報導入の可否について検討する。	福祉部	高年福祉課
9	53	▲	《ねたきり高齢者等見舞金》 将来的な事業内容の検討【意見8】	市独自事業として実施しているが、今後、対象者の増加による市の負担増加が見込まれる。県内他の政令指定都市及び中核市では実施していない市もあり、現在の事業効果等を踏まえ今後検討することが望まれる。	△	対象者人数の推移に注視しながら、家族介護用品給付事業が保健福祉事業に移行する際に家族介護用品給付事業に統合を検討する。	福祉部	高年福祉課
14	66	▲	《高齢者生きがいセンター指定管理料》 生きがいセンターでの相談事業の実施【意見13】	指定管理事業の1つ「高齢者の健康保持のための相談及び指導に関する事業」について、随時相談を受け付ける体制となっているが、件数は多くない。専門職への依頼、定期的な開催等について検討されたい。	△	施設に相談等を受付している旨の案内表示や、日時を決めて相談を付ける等を検討する。	福祉部	高年福祉課
19	73	▲	《地域包括支援センター委託料》 委託料における事務費分の設定基準【意見17】	他の施設と比較して規模等が半分程度という理由で事務費が半額に設定されている施設があった。事務費として想定されるものは、事業規模等に比例するものとそうでない固定費もあるため、今一度検討するとともに、判断根拠について明確にすることが望まれる。	△	事務費の見直しが必要と考えており、2025年度の当初予算要求にあげたところであるが、決算書の様式等の見直しが必要であるとの結論に至り、2026年度の予算要求に向け決算書の様式変更を検討中。	福祉部	高年福祉課
20	74	▲	《地域包括支援センター委託料》 委託料の基準値の見直し【意見18】	人件費、事務費について、開設当初から変更されていない。現在実施している各包括支援センターとの話し合いを含め、委託料見直しの必要性を検討することが望まれる。また、定期的な見直しのため、委託料の積算方法を保存することが望まれる。	△	委託料見直しの検討は、今まででもしており必要性を感じている。2025度の当初予算要求を行ったところである。定期的見直しのため、引き続き、包括支援センターとの協議を重ねるとともに、積算方法等も保存していく。	福祉部	高年福祉課
32	89	▲	《介護サービス等諸費 居宅介護(予防)福祉用具購入費》 支給申請書の様式【意見27】	事前申請書と支給申請書の「福祉用具が必要な理由」欄について、同項目は両申請書で同じ内容の者が多い。支給申請時に事前申請書の提出も求めるなら、支給申請書では「事前申請書に同じ」にチェックマークを記入するような様式とし、申請者の負担軽減を図ることが望ましい。	○	支給申請書「福祉用具が必要な理由」欄について、選択肢を設け、チェックマークを記入する様式とした。なお、申請者の負担軽減のため、事前申請については廃止することとした。	福祉部	介護保険課
35	94	■	《介護サービス等諸費 居宅介護(予防)住宅改修費》 事前申請書の記載漏れ【指摘6】	事前申請書の着工予定日や完成予定日が空欄のものが複数発見された。記入の必要性を検討し、特段の意図がないなら様式の不要な記載は削除することが望まれる。必要性があるなら申請時に記入の徹底を図るべきである。	○	書類の必要項目を確認したところ、「着工予定日」は必要であったため削除することは出来なかった。空欄となる原因を確認したところ、「事前申請の結果がいつおりるか不明であること」と判明したため、着工予定日を事前申請承認後に決定する場合に利用する欄を新設した。これにより空欄となることを防ぎ、記入の徹底を図る。	福祉部	介護保険課
36	94	▲	《介護サービス等諸費 居宅介護(予防)住宅改修費》 住宅改修支給申請書の様式の簡略化【意見30】	申請には事前に事前申請書と理由書、事後に支給申請書の合計3枚を提出する必要がある。各申請書で改修内容の詳細な記載が必要だが、理由書にも記載箇所があるため、各申請書では記載箇所を省略するなど申請者や職員の負担軽減の検討が望まれる。	○	事前申請書、支給申請書の改修の内容を記述式から選択式に変更し、簡略化した。	福祉部	介護保険課
37	98	▲	《特定入居者介護サービス費》 介護保険負担限度額認定申請書の資産の確認【意見31】	申請時には資産要件確認のため通帳のコピー等を添付する必要がある。定期預金口座の開設が明確な場合、窓口提出では定期預金額がゼロ等の状況を確認した場合は提出書類等への記録を、郵送提出で定期預金に関する添付がない場合は残高がないことを申請者に問い合わせることが望まれる。	○	措置状況報告1回目にて報告したとおり、定期預金の有無について確認した結果を記録として残すこととした。さらに追加の対応として、定期預金がある場合に記載する欄を、申請書内に新設する。	福祉部	介護保険課
50	119	■	《施設往査:朝日西つどいの里(指定管理)》 陶芸室の利用団体における使用状況【指摘12】	利用団体は1団体のみだが、施設の一部または全部を占有して利用する場合の申請(特別利用許可申請)で実際に施設内で作業する期間しか記載していないにもかかわらず、それ以外の期間も常時占用していた。中長期にわたり施設を占用するなら実情に沿った期間を記載した上で、承認を得るべきである。	○	利用団体には利用の実態に即した期間を記した「特別利用許可申請」を提出させるとともに、個々の利用者には一般の「利用許可申請」を提出させることとした。	福祉部	高年福祉課

番号	報告書 ページ	指摘: ■ 意見: ▲	監査対象事項等	指摘及び意見の概要	措置 状況	措置等の内容	所管部	所管課
51	121	■	《施設往査:朝日西つど いの里(指定管理)》 陶芸室の特定の団体による利用状況【指摘13】	特定の1団体が陶芸室を長期占用しているため、それ以外の者が利用する際は別室で作業するなど陶芸室が十分に使用できていない。この間の当該団体の負担は電気釜使用時の電気料金のみである。この状況は公共施設利用の在り方として疑問であり、当該団体と他の納税者との負担の公平性を確保するため、当該団体には受益相応の負担を求めるか、施設の利用ルールを明確に定め、市民に公平に利用の機会が与えられる運用とすべきである。	○	利用上の注意事項を定め、これを遵守することを陶芸室利用の許可条件とした。	福祉部	高年福祉課